
協会ニュース

No. 17

平成24年6月29日

(社)山口県LPガス協会

山口市中央4丁目5-16

TEL (083) 925-6361

FAX (083) 923-8366

Eメールアドレス

yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

— 目 次 —

- ・ 第57回通常総会の開催について…………… 1
- ・ 山口県防災危機管理課産業保安班の体制等について…………… 6
- ・ 平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安指導方針について…………… 8
- ・ 平成23年液化石油ガス関係事故の発生状況について…………… 10
- ・ LPガス用ガスメーターの立入検査結果について（お知らせ）…………… 13
- ・ LPガスブランド力向上に関するテレビ放映等について…………… 14
- ・ 平成24年度国家試験のご案内について…………… 15
- ・ 今後の講習会等の予定について…………… 17
- ・ パンフレット「エネルギーを上手に使うためのポイント」の斡旋について…… 18
- ・ パンフレット「オール電化は環境にいいの？～原発停止の節電時代とオール電化」の斡旋について…………… 22

第57回通常総会の開催について

平成24年5月25日（金）、第57回通常総会が山口県セミナーパークで開催されました。

中野会長の開会挨拶の後、協会長表彰、経済産業大臣表彰等受賞者の披露・紹介、来賓挨拶、祝電披露に続き、古谷征美常任理事を議長に選出して、議事に入りました。

1 会長挨拶（要旨）

LPガス事故は全国的にも多発しており、本県においても少なくない状況にある。また、電気、都市ガスへの転換件数は、前年に比べ大幅に減少しているが、依然4,000件を超えている。さらに、少子高齢化により消費量や消費者戸数は減少し、CPは高水準にある。

LPガス業界を取り巻く環境は厳しいものがあるが、限られた予算の中で各種事業を実施することとしている。特に保安について、本年度から3年間にわたり全国的に展開される「LPガス安全安心向上運動」に取り組むこととしている。また、全国的に節電の取組が進められている中、オール電化の推進がなされている状況を踏まえ、中国ブロックとして電力会社に対して自粛の要請等を行う方向で鋭意検討している。

今回、会費基準改定の提案をしているが、会費改定に当たり、県協会運営費の更なる削減について1年かけて検討することとしている。また、一般社団法人への移行認可申請に必要な定款変更案などを議案として提出しているが、承認が得られれば来年4月1日の移行に向けて認可申請の手続きを進めていくこととしている。

2 表彰

(1) (社)山口県LPガス協会会長表彰

①保安功労者

岡村清孝（山口合同プロパン(株)）、入江常寛（(有)下関燃料）

②10年勤続者

末広 進他36名

3 来賓紹介

山口県知事	代理 総務部長	池内 英之 様
衆議院議員	安倍晋三 代理	平岡 望 様
〃	高村正彦 〃	佐々木 照彦 様

〃 河村建夫 〃 中本喜弘様
参議院議員 林芳正 代理 宗内貴浩様
〃 岸信夫 代理 吉永隆史様
山口県防災危機管理課 課長 中野恵様

4 議 事

- (1) 出席者 委任状提出者含め347名
- (2) 議長選出 古谷常任理事を選出
- (3) 議案第1号「平成23年度事業報告(案)並びに収支決算(案)」及び全国LPガス政治連盟山口県支部に係る事業報告(案)並びに収支決算報告(案)について

事務局の説明後、高杉 憲監事から監査報告がありました。

質問はなく、原案のとおり承認されました。

- (4) 議案第2号「平成24年度事業計画(案)並びに収支予算(案)」、議案第3号「会費基準改定」及び全国LPガス政治連盟山口県支部に係る事業報告(案)並びに収支決算報告(案)について

事務局の説明後、事前に橋本美登会員から提出のあった質問に対し、事務局が回答しました。質問及び回答の要旨は次のとおりです。

議案第2号に関し、①「経営管理費は前年度に比較して180%近い予算額となっているが、いかなる事業を計画し、いかなる事業効果を期待しているか、具体的事業を示されたい。」との質問に対し、「経営管理費は、支部交付金、支部総会祝儀、決算・消費税申告や新法人移行に伴う関係書類作成に係る会計事務所への委託料等を計上している。」、②「広報費についてこの程度の予算ではお粗末な内容の広報活動にとどまることは明らかである。社団法人という立場から、企業宣伝でない広報活動の在り方を精査・研究し、今後10年間程度の正味財産保全につながる公益目的支出計画の効率的活用を併合させることにより効率的な予算活用を図るべきである。」との質問に対し、「協会の広報活動は、LPガスの露出度を高め、消費者にLPガスを認知させるため、また、LPガスの良好なイメージを植え付け、LPガスのイメージアップを図るために実施しているが、広報委員会等で議論しながら効果的、効率的な広報事業の実施に努めていきたい。」、③「競合エネルギー対策費は、前年度比350%の予算編成であるが、事業実施計画案からはその内容が判然としない。先進機器(エネファーム等)の販売を対象とした市場の拡大・強化活動に対する積極的支援を目的として更なる予算増額を提案するとともに、予算の根拠となる具体的行動計画を示されたい。」との質問に対し、「競合エネルギー対策については、事業実施計画案にも示しているが、本年度はこれまでのSiセンサーコンロ及びエコジョーズに暖房機器を加えたキャンペーンの実施を計画している。事業費の大幅な増加は、キャンペーン費用についてこれまでは協会の負担額(経費-キャン

ペン参加料等)のみを計上していたが、新法人移行も踏まえ、キャンペーンの経費全額を計上したことによるものである。」、④「消費者相談事業費について、その内容が必ずしも明確にされていないことは、会長を含む業務執行責任者の責に帰すことが大である。公益目的支出計画と重なる予算編成であり、過去の予算編成の慣習に流されることなく、慎重な支出計画と正味財産の効果的な活用支出と併せた運用に努力することを求める。その結果、一般会計における予算の削減を実現させ、補正予算による重点事業への予算配分に繋げることが肝要と考える。」との質問に対し、「消費者相談事業は、国の補助金を使って実施しているが、補助対象となる事業を勘案するとともに補助金額を踏まえ実施している。実施事業の内容は、事業実施計画案に示している。」と回答しました。

また、議案第3号に関し、「2月9日付けの事務連絡で会員に示された平成24年度会員別会費明細は、理事会の改定案をもってあたかも最終決定であるかのごとき取扱いがなされているが、いかなる基準で事務連絡が発信されたか。」との質問に対し、「会員別会費明細は、例年、次年度の支部予算等に資するため送付しているが、今回も、こうした経緯から送付した。送付に当たっては、最終的に決定された会費との誤解を避けるため、送付文書に「理事会で承認された案に基づいて算出している。」ことを付記している。」と回答しました。

他に質問はなく、原案のとおり承認されました。

(5) 議案第4号「定款変更(案)」について

事務局の説明後、事前に橋本美登会員から提出のあった質問に対し、事務局が回答しました。質問及び回答の要旨は次のとおりです。

①「第7条の規定は、毎年入会金を支払わなければならないような内容の読み取りになるがいかがか。」との質問に対し、「県の指導、助言等を踏まえ規定しているが、通常、入会金は会員になったときに支払うものであるから、その性格に鑑みれば入会したときに支払うものと読むことができるものと考えている。」、②「第11条における「履行していない義務はこれを免れることはできない」の文意を説明されたい。」との質問に対し、「未履行の義務、例えば未払金がある場合、未払金の支払義務を免れるものではないとの意味である。」、③「旧定款に規定がなかった除名処分が新たに加えられ、第13条第1項に規定されているが、その理由と目的を明確にされたい。」との質問に対し、「除名に関する規定は、現行定款第9条に定められているが、定款変更に当たっては、内閣府作成のモデル定款を参考にするように県から指導を受けており、モデル定款に倣い規定している。」、④「第27条に定める理事・監事は誰を指すものか、また、(第13条の)理事・監事と第27条の理事・監事が同一であるとすれば両条の規定は矛盾するものと読み取ることができ、両条は整合性がない。また、報酬等の支給基準は、会員の求めに応じて開示することを条文に示すべきと考える。」との質問に対し、「第27条に規定する理事・監事は第21条第

1号各号に規定する理事・監事で、第13条第2号及び第3号の理事・監事も同様である。また、第13条第3号の規定は、理事・監事の報酬等の額について、定款に定めがない場合は総会の決議によって決めることを規定したものである。報酬等の支給基準については理事会で定めることとしているが、定款上の規定の有無にかかわらず、要求があれば開示することはやぶさかでない。」、⑤「旧定款の「権能」に掲げられていた(1)事業計画の決定、(2)事業報告の承認、(3)その他この法人の運営に関する重要な事項の条文が新定款において削除された理由及びそれに代わる権能が新しい定款ではどのように明記されているか。」との質問に対し、「(1)は第42条に、(2)は第43条に規定している。また、(3)については、理事会設置法人の理事会の権限は、総会の権限以外の法人の業務全般に及ぶとの考え方のため、敢えて規定しなかった。」、⑥「新法人における理事(各地域事業者の代表)の新法人組織における合法的かつ理論的位置付けは如何に。」との質問に対し、「新法人移行後は、協会と各地域事業者の集合体が法的無関連性であるが故に新法人の理事に各地域集団の代表者が就任することは合法的ではないとお尋ねと受け止めているが、協会と各地域事業者の集合体が別団体となることをもってその代表者が理事になることが必ずしも法に適合していないとは考えていない。法第65条第1項各号に役員になることができな者が規定されており、この規定に該当せず、総会で選任された者であれば役員に就任することができるものと考えている。」、⑦「第18条第2項において如何なる理由で除名を筆頭に掲げるのか。」との質問に対し、「内閣府のモデル定款に倣い規定している。」、⑧「新法人と県内各地域LPガス関連集団との法的無関連性の状況下において、理事会を構成する理事なる地位の定款上の位置付けが明確でない状況下、合法的な地位の確定は如何なる定義づけをもってなされるか。第23条及び第29条第1項・第2項の条文及び第30条の全てに涉り説明を求める。」との質問に対し、「⑥の質問に対する回答により理解されたい。」、⑨「第33条第1項中、「決議について特別の利害関係を有する理事を除く」の規定で該当する理事の有無の判断を誰がどのような形で下し、如何なる手段で理事としての権利を停止するのか。」との質問に対し、「「特別の利害関係を有する者を除く」とされている趣旨は、競合取引や利益相反取引を規制するためのものと理解しているが、誰がどのように判断し、如何なる手段で行うかについては特に定めはないが、理事としての権限を奪うことにもなりかねないので、理事会等で慎重審議するなどにより行うこととなるものと考えている。」、⑩「理事会以外(常任理事会・正副会長会議?を含む会議等)で新法人の運営上重要事項を審議する会議においては必ず議事録を作成し役員以外の議事録署名人による署名が必要と考えるが如何か。」との質問に対し、「常任理事会は任意設置期間であり、法的には議事録の作成も求められておらず、また、議決機関でもないことから、必ずしも議事録を作成することは必要ではないが、記録は残すことが適当と考えている。」、⑪「今後の新法人における所要の職員

数の基準は誰が如何なる基準で決定するか明記すべきである。」との質問に対し、「法人の定款は基本ルールを規定するものであり、お示しの事項を明記することは馴染まないものと考えている。」、⑫「旧定款に規定されている常任理事会・理事会の定足数が新法人では定められていない。偏った審議や議決を防止するためにも定めるべきと考えるが、定足数に代わる制限が設けられているか。」との質問に対し、「常任理事会は議決機関でないため決議に関する規定は設けていないが、理事会に関しては「過半数が出席し、その過半数をもって決議する。」と規定している。」と回答しました。

他に質問はなく、原案のとおり承認されました。

- (6) 議案第5号「公益目的支出計画(案)」について
事務局の説明後、質問はなく、原案のとおり承認されました。
- (7) 議案第6号「役員の報酬等の総額」について
事務局の説明後、質問はなく、原案のとおり承認されました。
- (8) 議案第7号「役員の選任」について
本年度は役員改選期に当たることから、事務局から「理事・監事(案)」が示されました。
質問はなく、原案のとおり承認されました。
- (9) 続いて、会長、副会長、常任理事及び専務理事の互選のための理事会が開かれ、その結果、次表のとおり新しい役員が選任されました。
質問はなく、原案のとおり承認されました。
- (10) 総会再開後、新しい役員が発表され、議事が終了しました。

役 員 名 簿

役 職	氏 名		備考
会 長	中野泰雄	(株)ダイサンプロパン	留任
副 会 長	杉本慎一	高山石油ガス(株)	留任
〃	福田 誠	エネックス(株)	留任
〃	折葉 孝	山田日之出ガス(株)	留任
〃	河波 勝	西日本液化ガス(株)	新任
専務理事	内山一好	(社)山口県LPガス協会	留任
常任理事	古谷征美	秋元産業(株)	留任
〃	木村徳宏	岩谷産業(株)エネルギー山口支店	留任
〃	根本 誠	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)山口西支店	新任
〃	南野澄夫	(株)三友	新任
〃	古谷恭二	全農エネルギー(株)山口LPガスセンター	新任
〃	阿部博州	(株)ツバメガスフロンティア山口支店	留任
〃	田村譲二	(株)えびすや	留任
〃	山下泰弘	興亜ガス開発(株)	留任

県防災危機管理課産業保安班の体制等について

1 産業保安班の体制及び組織について

総務部長	池内英之	主 査: 齋藤孝義
総務部次長兼危機管理監	坂本哲宏	主 査: 平田直臣
防災危機管理課長	中野 恵	主 任: 山本弘美
		主任技師: 勢登俊明
		主任技師: 金重浩司
		主任技師: 中川康仁
		嘱 託: 山本寿夫
		嘱 託: 上田一好
		臨時職員: 古松恵美子

※下線部は4月転入者

班長・調整監	主 査
吉賀俊雄	村田耕三

2 連絡先・直通電話番号等

〒753-8501 山口市滝町1番1号（県庁本館棟2階）

山口県 総務部 防災危機管理課 産業保安班

電話：083-933-2374 FAX：083-933-2408

防災危機管理課のホームページアドレス

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/index/>

☆ 勤務時間外における事故発生時等の緊急連絡先 ☆

防災危機管理課 当直室：083-933-2390

（携帯電話：090-4800-0382、090-2296-1699）

※石油コンビナート等災害防止法に係る異常現象は所轄消防本部へ第一報を通報

3 分掌事務について

氏 名	分 掌 事 務
吉 賀 班 長	産業保安行政の総括に関する事項
村 田 主 査	液化石油ガス保安行政の推進・調整に関する事項、冷凍事業所の保安対策の推進に関する事項、班事務の調整に関する事項
齋 藤 主 査	液化石油ガス事業所の保安対策の推進に関する事項、液化石油ガス法・液化石油ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項、試験等規則の許認可及び運用に関する事項 【高圧ガス保安大会に関する事項】
平 田 主 査	石油コンビナート等災害防止法の許認可及び運用に関する事項、山口県石油コンビナート等防災本部及び石油コンビナート等防災訓練に関する事項、 【地震・津波対策に関する事項】
山 本 主 任	液化石油ガス事業所の保安対策の推進に関する事項、液化石油ガス法・液化石油ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項、冷凍保安規則・容器保安規則の許認可及び運用に関する事項
勢 登 主任技師	コンビナート等保安規則・一般高圧ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項（周南市・防府市・山口市の区域）
金 重 主任技師 (中 川 主任技師)	コンビナート等保安規則・一般高圧ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項（岩国市・柳井市・光市・下松市・周防大島町・和木町・上関町・田布施町・平生町の区域）
中 川 主任技師	コンビナート等保安規則・一般高圧ガス保安規則の許認可及び運用に関する事項（下関市・宇部市・山陽小野田市・美祢市・長門市・萩市・阿武町の区域）
山 本 嘱 託	県東部支部の液化石油ガス販売事業者の保安指導に関する事項
上 田 嘱 託	県西部支部の液化石油ガス販売事業者の保安指導に関する事項

注1：氏名欄の括弧内者は副担当。

注2：分掌事務欄の【 】内の事務は、特命事項。

注3：液化石油ガス販売事業者保安指導の「県東部支部」とは、（社）山口県LPガス協会の岩国支部、柳井支部、大島支部、光支部、下松支部、徳山支部、都濃支部、防府支部、吉敷支部をいい、「県西部支部」とはこれら以外の支部。

○産業保安班 担当職員の電子メールアドレス

吉 賀 俊 雄 : yoshika.toshio@pref.yamaguchi.lg.jp
 村 田 耕 三 : murata.kouzou@pref.yamaguchi.lg.jp
 齋 藤 孝 義 : saitou.takayoshi@pref.yamaguchi.lg.jp
 平 田 直 臣 : hirata.naohmi@pref.yamaguchi.lg.jp
 山 本 弘 美 : yamamoto.hiromi.01@pref.yamaguchi.lg.jp
 勢 登 俊 明 : seto.toshiaki@pref.yamaguchi.lg.jp
 金 重 浩 司 : kaneshige.kouji@pref.yamaguchi.lg.jp
 中 川 康 仁 : nakagawa.yasuhito@pref.yamaguchi.lg.jp

平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安指導方針

平成24年4月
山口県 防災危機管理課

平成23年度の国の立入検査において、全国的に定期点検・調査の一部未実施や14条書面の未交付等の重大な法令違反が認められており、液化石油ガス（以下「LPガス」という。）販売事業者等への社会的信頼が損なわれるだけでなく、LPガスを使用している一般消費者等に係る適切な安全確保・維持ができない事態となっている。また、平成23年の山口県における事故発生状況を見てみると、一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故は0件であったが、消費者事故は、依然として高止まりの傾向にある。このため、LPガス消費者保安及び自主保安促進の観点から、本年度も引き続き、LPガス販売事業者、保安機関及び特定LPガス設備工事事業者に対し、次に掲げる2項目を重点的に指導・要請する。

1 法令遵守の徹底

2 事故防止対策の徹底

1 平成23年事故の発生状況

(1) 全国の事故発生状況

区分	発生件数	発生状況（前年との比較等）
LPガス事故	226件	前年（204件）と比べて、22件増加しており、依然として事故件数は高止まりの状況。
B級以上事故	（4件）	
死者数	2人	前年（5人）より3人減少。
傷者数	90人	前年（83人）より、7人増加。
CO中毒、酸欠事故	10件	前年（8件）から、2件増加しているが、死者は前年（3人）から2人減少。
死者	1人	

(2) 山口県の事故発生状況

平成23年のLPガス消費者事故は、5件であり、前年と同じであった。特に、人的事故となったものは、次の1件であった。

事故概要：未使用ガス栓の誤開放による、ガス漏えい火災

2口ヒューズガス栓のうち、ホースが繋がっていない未使用ガス栓を誤って開放したため、ガスが漏えいし、ガスコンロを点火した際に、火災となり、消費者が火傷を負った。未使用ガス栓には、ゴミ侵入防止用のプラスチックキャップが付いており、ヒューズ機能が作動しなかった。

2 平成24年度重点指導事項

平成23年度の立入保安指導において、定期点検・調査未実施等の保安業務不備による指摘件数が、全体の5割強を占め、一般消費者等に係る事故が、いつ起きてもおかしくない状態が続いており、適切な設備管理や法令遵守の徹底と自主的な保安確保に向けた努力が、より一層必要である。このことから、今年度も引き続き、次の事項を重点的に指導する。

(1) 法令遵守の徹底

① LPガス販売事業者及び保安機関としての保安確保義務の再認識

LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合でも、一般消費者等に対して、法に定める保安業務の内容が確実に提供されるよう保安機関に確認を行うこと。また、保安機関においては、法令に基づく点検・調査等を、確実にを行い、改善が必要な場合には、LPガス販売事業者に対してその旨を速やかに連絡すること。

② 法令に基づく変更手続等の遵守

LPガス販売事業者等に係る変更等の法令上の届出手続き等が生じた場合は、遅滞なく確実に提出すること。また、保安業務を実施する上で中核となる業務主任者や液化石油ガス設備士等の有資格者の法定再講習は確実に受講すること。

③ 確実な保安業務の遂行

LPガス販売事業者等は、保安業務の適正な実施が確認できる体制（例えば、第三者によるチェック体制）を構築すること。また、業務主任者が職務を遂行できない場合に、代理者が的確に職務を代行できるよう、日頃から指導・教育をすること。

平成24年度立入保安指導重点事項（法令遵守の徹底！！）

- ① 保安業務の実施状況の確認（委託業務での役割分担。定期点検・調査実施の徹底）
- ② 法令に基づいた許可、届出等の変更手続き実施の徹底
- ③ 保安業務を正確・確実に実施できる体制の構築（第三者によるチェック体制）
- ④ 業務主任者代理者への指導・教育（県協と連携して、代理者への指導・教育（例えば、勉強会を開くなど）ができる環境を作っていく。）

(2) 事故防止対策の徹底

① CO中毒事故防止対策

昨年度末に、三者（国、県、関連企業）による業務用CO警報器の設置の普及に関する検討会が開催され、今年度から、設置率の目標を定めて設置促進に取り組むこととなった。業務用施設でCO中毒事故が発生した場合、その利用者等を含め多数の被害者が発生する恐れがあり、引き続き、事故防止対策の徹底及び業務用施設へのCO警報器の設置の促進をお願いする。また、一般消費者等に周知する際には、直接説明するなど、LPガス及び“CO中毒の怖さ”に関する理解を深めるよう工夫すること。

② LPガス販売事業者に起因する事故の防止対策

平成23年、山口県では、埋設管の漏えい事故など、LPガス販売事業者に起因する事故が多く発生しており、全国的に見ても同様な傾向にある。主な原因が、点検ミス（腐食等劣化）、作業ミス等、従業員の未熟さ、あるいは、慣れであることから、事業者が主体となって、従業員への的確な保安教育を行う必要がある。

③ 供給設備・消費設備器具の期限管理

平成23年に宮崎県において、メーカーの交換推奨期限を超えた調整器が故障し、ガスが漏えいした事故が発生している。法定期限が設定されていない器具においても、期限管理を確実にを行う必要がある。

平成24年度立入保安指導重点事項（事故防止対策の徹底！！）

- ① 業務用施設へのCO警報器設置の促進（CO警報器設置状況の確認）
- ② CO中毒事故防止に関する注意喚起の実施（消費者にわかりやすく、丁寧に！）
- ③ LPガス販売事業者に起因する事故の撲滅（従業員への的確な保安教育の実施）
- ④ 供給・消費設備器具の期限管理の徹底（調整器、高圧ホース、マイコンメータ等）

平成23年液化石油ガス関係事故の発生状況一覧表

NO	月 日	発生場所	事 故 概 要
1	1 月 13or14 日	美祢市於福町 公会堂	<p>1月15日、検針したばかりの公会堂（1 / 12 検針）から、新たな容器の設置依頼があった。</p> <p>依頼を受けた販売事業者が不思議に思いながら現場に行ってみると、20kg 容器×1本が紛失しており、ただちに県と警察署へ通報した。</p>
2	1 月 20 日 15:00 頃	宇部市西岐波 市営住宅	<p>二口コンロのうち過熱防止装置の付いていないコンロ側で天ぷら料理中の消費者が、ちょっと目を離れたスキに天ぷら油から出火し、台所の一部がぼや程度焼損した。</p>
3	1 月 31 日 11:00 頃	山口市陶 市立中学校	<p>販売事業者が、先月に比べると使用量が多くなっている消費設備（中学校）に出向き調査したところ、マイコンメーターにB表示が出ていた。</p> <p>早速、LPガス器具や配管等の漏れ試験を行ったところ、家庭科準備室に設置されているガス栓本体からガス漏れが発見されたので、当該ガス栓を交換修理し、再度漏れ試験を行ったところ、ガス漏れは完全には止まっていなかった。</p> <p>次に、埋設管のガス漏れについて調査を行うために、埋設管を一定区間毎に区分し、その区間毎に漏れ試験を実施したところ、ある区間に漏れ箇所のあることが発見された。</p> <p>そのために、当該漏れ箇所のある区間の埋設管が使用できないように、新たな配管敷設工事（配管ルートの変更）を行い、改めて気密試験を実施しガス漏れが完全に止まっていることを確認した。</p>
4	5 月 5 日 20:50 頃	山口市小郡上郷 集合住宅	<p>日頃からLPガスコンロを使い慣れていないご主人が、コンロに火がつかないことから、二口ヒューズガス栓の両方のつまみを「開」にしてしまった。</p> <p>そのために、コンロに繋がっていないヒューズガス栓からLPガスが漏えいし、ガス検知器の作動と同時に、漏れたガスに火が着いた。そのときに、消火を試みた主人が右手に軽い火傷を負った。</p> <p>この二口ヒューズガス栓の未使用側には、メーカー出荷時装着の透明なキャップがそのまま付いていたために、ヒューズガス栓の機能が十分に発揮されず、少</p>

NO	月 日	発生場所	事 故 概 要
			量のガスが漏えいしたものと推察される。
5	6月12日 13:30頃	山陽小野田市中川、共同住宅(官舎)	消費者が、シャワー付き BF 型風呂釜を点火しようとして点火操作を繰り返していたところ、その点火操作中に漏れたガスに引火・爆発し、風呂釜、浴室窓ガラス及び隣室のトイレドアの窓ガラスを破損した。消費者にはケガはなかった。
6	8月6日 4:00頃	山口市嘉川の団地	<p>昭和 51 年 12 月から集団供給している団地 (9 戸) 内において、オール電化のために LP ガス供給を停止していた住人から、下水道工事のじゃまになる LP ガス不要配管を撤去するよう依頼があった。</p> <p>その依頼を受けた販売店は、団地全体のガス供給を一時停止したうえで当該不要配管の撤去工事を行ってガスの供給を再開したところ、漏洩検知装置 (チェッカー) の作動が見られたので、再度ガス供給を停止し撤去工事の現場付近を中心にガス漏れの点検を実施したが、その漏洩箇所は発見できなかった。</p> <p>そこで、団地内のすべての住居に対して、ガスの供給を集団供給方式から個別供給方式に切れ変えて、現在に至っている。</p> <p>ガス漏れの原因は目下究明中。</p>
7	9月5日 15:00頃	下関市秋根西町 飲食店	料理飲食店の厨房で業務用こんろを使用していたところ、業務用こんろの自在ゴム管口の可動部分から漏えいしたガスが何らかの原因で引火したが、従業員が消火器で消火した。この火災により接続していたゴム管 10cm 程度焼損した。人的被害はなかった。

(参考) 過去3ヶ年のLPガス関係事故の発生状況

項目 \ 年	21	22	23
消費者ミスによる火災	2	0	2
漏えい事故等	1	5	2
CO中毒事故	1	2	0
事件(うち、盗難)	2(2)	0	1
天ぷら火災	8	0	1
その他(不明)	0	0	1
合計	14	7	7

注 意

平成 24 年 6 月 18 日

会 員 各 位

(社) 山口県 L P ガス協会

L P ガス用ガスメーターの立入検査結果について (お知らせ)

山口県計量検定所長より山口県 L P ガス協会長に対して、計量法第 148 条の規定による立入検査の結果に基づき、下記の事項を遵守されるよう通知がありましたのでお知らせします。

記

- 1 取引又は証明に使用するガスメーターは、検定有効期間内に計画的に取り替えること。
- 2 定期的に検定有効期間を確認し、管理台帳等の整備を図ること。

県計量検定所において、県下の L P ガス販売事業所等 20 事業所に対して立入検査を実施されたところ、不適正なガスメーターの使用と管理が次のとおり見受けられたことから、平成 24 年 6 月 15 日付け平 24 山計第 105 号でもって指導要請があったものです。

- (1) 検定有効期間を経過したガスメーターの使用が確認された事業所 (計量法第 16 条第 1 項第 3 号の規定違反) ----- 1 事業所
- (2) ガスメーターの検定有効期間の把握等が不十分 (現物と台帳の有効期間の相違) な事業所 ----- 4 事業所

LPガスブランド力向上に関するテレビ放映等について

昨年、(一社)全国LPガス協会がLPガスのブランド力向上のためにタレント遠藤憲一さんを起用して制作したTVCM(エルピーガス 電気編 30秒)が、番組提供として下記のとおり放映されますのでお知らせします。是非ご覧ください。

また、週刊文春7月26日号(7月19日発売)に「エネファーム」の広告(「よくできたエネルギー LPガス」)が掲載されますので併せてお知らせします。

記

- 1 KRY山口放送「スッキリ!」
7月20日～9月28日(計11本)
*毎週金曜 8:00～9:30
*放送回数 11回(30秒:11本)

- 2 KRY山口放送「海の日特番 未来を変える!地球人」(仮)
7月16日(月)(計1本)
*14:55～16:20
*放送回数 1回(30秒:1本)

- 3 KRY山口放送「情報ライブミヤネ屋」
8月6日(月)(計1本)
*13:55～14:55
*放送回数 1回(30秒:1本)

平成24年度 国家試験のご案内

高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく国家試験を下記のとおり実施しますので、受験を希望される方は期日までに手続きをしてください。

記

1. 試験日時：平成24年11月11日（日） 午前9時30分
2. 試験会場：山口県セミナーパーク 一般研修棟
山口市秋穂二島1062
3. 受験資格：年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できます。
4. 実施される試験の種類
 - (1) 高圧ガス保安法に基づく国家試験
 - ① 丙種化学（液石）責任者免状を取得するための試験
 - ② 第二種販売主任者免状を取得するための試験
 - (2) 液化石油ガス法に基づく国家試験
 - ① 液化石油ガス設備士免状を取得するための試験

5. 試験科目別の試験時間

試験科目	試験時間	丙化(液石)	二販	設備士	試験形式
法令	9時30分～10時30分(60分)	○	○	○	筆記試験 (択一式)
保安管理技術	11時00分～12時30分(90分)	○	○	○	
学識	13時30分～15時30分(120分)	○	/	/	

※1 ○印は全科目受験の場合の受験科目です。

※2 設備士は保安管理技術を配管理論等に読み替えます。

※3 設備士は筆記試験合格者に技能試験が通知されます。

6. 受験願書の受付期間

電子申請受付：平成24年8月20日（月）午前10時から8月31日（金）午後5時まで

書面申請受付：平成24年8月20日（月）から8月31日（金）まで（消印有効）

7. 受験手数料（非課税扱い）および納付期限

試験の種類	電子申請	書面申請	納付期限
丙種化学 (液石)	7,900円	8,400円	電子申請：個人申込は9月5日、法人申込は9月11日までに 指定口座に納付してください。
第二種販売	5,500円	6,000円	
設備士	20,200円	20,700円	書面申請：8月31日までに書面申請用受験案内添付の郵便局 払込用紙または銀行振込用紙で納付してください。

8 受験案内（願書）の請求方法等

〔受験案内の配信・配布開始は、7月6日（金）です。〕

(1) 電子受付：インターネットのKHKホームページ (<http://www.khk.or.jp>) をご覧ください。

(2) 書面受付：

① 提出書類

ア 受験願書（所定の用紙をご使用ください。）

イ 試験の科目免除を受けようとする者は、案内書に示す各条件に適合していることを証明する書類の写しを受験願書の所定の位置に貼付し、かつ、受験願書の「試験の免除の申請の有無」欄の該当番号を必ず○印で囲んでください。

ウ 受験手数料を納付した際に発行される「受付証明書」を受験願書の所定の貼付欄に必ず貼付してください。

② 願書の請求先および提出先

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館2F

〔(社)山口県LPガス協会内〕

高圧ガス保安協会 山口県液化石油ガス（設備士）試験事務所

TEL 083-925-6361 FAX 083-923-8366

③ 請求方法

ア 試験事務所で直接受領する。

イ 郵便で請求する。

郵便で請求される場合は、封筒の表に「受験願書請求」と朱書きし、中に返信用封筒〔A4サイズが入る大きさで、返信先を明記し、請求部数に応じた金額の郵便切手を貼付し、請求願書の種類・部数（例：二販1部、丙液2部）を朱書したものを同封してください。

願書請求部数	1部	2部	3部	4～7部	8部以上
郵送料	140円	200円	240円	390円	送料着払いでお送りします

（願書は無料）

9 受験票について

(1) 受験票は、平成24年10月12日（金）に高圧ガス保安協会試験センターから、受験者あてに全国一斉に発送されます。受験票が届かない場合（紛失・破損・汚損の場合を含みます。）は、高圧ガス保安協会試験センター（TEL 03-3436-6106）へお問合せのうえ、再発行の手続きを行ってください。

(2) 受験票を受取り次第、記載内容を必ず確認してください。

10 その他

(1) 受験者は、試験当日、受験票（写真を貼付したもの）を持参し、試験開始30分前までに試験会場に集合してください。

(2) 天災又は公共交通機関の運行停止等により受験できない事態が発生した場合でも、当該者に対する再試験は原則として実施しませんのでご了承ください。

(3) 試験会場に駐車場はありますが、できるだけ乗り合わせてご来場ください。

今後の講習会等の予定について

年 月 日	講 習 等	場 所
24年 7月 6日	第二種販売・業務主任者の代理者講習 (検定)	山口県セミナーパーク
7月18～19日	高圧ガス製造保安係員（LP）講習	"
7月26～27日	充てん作業講習	"
8月 1日	液化石油ガス設備士再講習	きらら交流館
8月28日	液化石油ガス設備士再講習	周南地域地場産業振興 センター
9月 4～ 6日	配管用フレキ管講習	ポリテクセンター山口
9月11～12日	保安業務員講習	山口県セミナーパーク
9月21日	液化石油ガス設備士再講習	山口県セミナーパーク
10月 4日	充てん作業再講習	山口県セミナーパーク
10月10日	法令講習会	ピピ510
10月11日	"	山口県セミナーパーク
11月11日	国家試験（筆記）	山口県セミナーパーク
11月19日	業務主任者講習	山口県セミナーパーク
11月21日	地域保安指導事業 保安講習会	山口県セミナーパーク
11月22日	"	山口県セミナーパーク
12月 2日	国家試験（技能）	ポリテクセンター山口
12月11日	液化石油ガス設備士再講習	山口県セミナーパーク
25年 2月 6日	製造事業所関係従業員保安講習会	山口県セミナーパーク
2月19～21日	第二種販売・業務主任者の代理者講習	"
3月15日	第二種販売・業務主任者の代理者講習 (検定)	"

パンフレット「エネルギーを上手に使うためのポイント」 の斡旋について

(一社)全国LPガス協会を通じ、節電や省エネを切り口にしたエンドユーザー向けの啓発パンフレット「エネルギーを上手に使うためのポイント」の斡旋がありましたのでご案内します。

今夏の節電啓発・営業ツールとしてご活用ください。

記

1 パンフレットの概要

- (1) 冊子名：「エネルギーを上手に使うためのポイント」
- (2) 冊子の形態：A4判 6ページ、カラー（片観音開き）
- (3) 冊子の概要：別添資料のとおり
STEP 1 上手に節電／今日からガスコンロでおいしい節電クッキング等
STEP 2 上手に省エネ／よく使う機器が省エネタイプになると節約効果も大等住まいのチェックシート
- (4) 斡旋価格：30円/冊（税込）、100部単位（送料別）

2 申込み方法

添付3の申込書に必要事項を記入の上、次のアドレスにメールで申し込んでください。

【受付メールアドレス：assen@u-com.co.jp】

3 問い合わせ先

(株)アーバン・コミュニケーションズ内 事務局

TEL 03-5405-7065（平日9：30～17：00）

4 申込締切及び納品時期について

納品日は申込日から一週間前後となります。

なお、最終申込締切は、7月27日（金）受付分までとなっています。

Step 2 | ちょっとした配慮でできる
お風呂の省エネ。

上手に省エネ

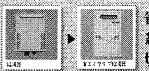


お風呂のふたを閉める
お湯を湯がす時と入浴後は、ふたをずすと断熱性にお湯を冷やすことができ、お湯も冷めにくくなります。



続けて入浴する
お風呂は家族の入浴時に合わせて湯かきし、座敷ないうらになるべく家族が続けて入るようになると、湯いカきのためのエネルギーを節約できます。

よく使う機器が省エネ
タイプになると節約効果も大。



**省エネタイプの
給湯器に
切り替える**



省エネタイプは、LPガス使用量が従来の約1/2に抑えられ、お湯を冷やさないで使えるので、お湯も冷めにくくなります。

他にもこんな省エネ機器があります。



わが家の省エネ効果はどのくらい？
住まいの設備チェックシート

●いまお使いの設備を省エネタイプの機器に替えた場合の効果を見ましょう。

チェックポイント	省エネ設備	設備を替えた場合の 年間の光熱費削減額	年間省エネ効果 (節約額)
昼行時間長い 電球の交換	LED電球	個数 × 1,400円/個・年	円/年
10年程度で使用する エアコンの台数	省エネ型 エアコン	台数 × 3,300円/台・年	円/年
節水型でない トイレの台数	省エネ型 トイレ	台数 × 15,400円/台・年	円/年
エコジョーズでない 給湯器の台数	エコジョーズ	台数 × ガス省エネ率 × ガス単価 × 49m ³ /年	円/年
ご自宅でする省エネの効果は			年間省エネ効果の合計 円

●省エネ行動を実施すれば、さらに省エネになります。

省エネ行動	省エネ行動による年間削減額	年間省エネ効果 (節約額)
ガスコンロで必要分の お湯だけを炊く ¹⁾	総電量 × ガス使用量 × ガス単価 5,000円/年 × 6m ³ /年 × 円/m ³	円/年
ガスコンロで必要とせず 必要なお湯を湯かす ²⁾	総電量 × ガス使用量 × ガス単価 7,700円/年 × 9m ³ /年 × 円/m ³	円/年
お風呂のふたを閉める	ガス省エネ率 × ガス単価 6m ³ /年 × 円/m ³	円/年
続けて入浴する	ガス省エネ率 × ガス単価 6m ³ /年 × 円/m ³	円/年

¹⁾ ガスコンロは、1日1回燃焼し続ける必要あり
²⁾ ガスコンロは、1日3回1.5分燃焼し続ける必要あり

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《燃料会社について》
燃料料金：22円/100kWh(全国平均値)と想定
ガス料金：標準的なお湯量を2回に1回と仮定しLPガス会社へ
お問い合わせください。
EcoMark ecoMILL (ENE-FARM) (E-FARE)
上記燃料会社は、標準価格です。

■お問い合わせ先

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
EcoMark ecoMILL (ENE-FARM) (E-FARE)
お問い合わせ先

ワイズガス

「エネルギーを
上手に使うための
ポイント」



Step 1 「上手に節電」



家電製品の代わりになるものを上手に活用しましょう。

Step 2 「上手に省エネ」



代用ができないものは省エネ効果の高い機器に替えましょう。

Step 1

きょうからガスコンロで、
おいしい節電クッキング。

上手に節電

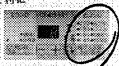


電子炊飯ジャーの代わりに
ガスコンロで必要な分の
ご飯だけ炊く

ガスコンロによる炊飯はとっても省エネ。しかも保温せず
にその炊飯だけば、いつでもおいしいご飯を味わえます。

自動炊飯機能付ならもっと便利に

自動炊飯機能が付いたガスコンロな
ら、炊飯キーを押すだけで、直火炊き
のいいにおいが簡単に炊けます。



電気ポットの代わりに
ガスコンロで必要なとき
必要な量のお湯を沸かす

電気ポットでお湯を沸かすより、使いたい
ときに必要な量だけガスコンロで沸かす方が省エネです。

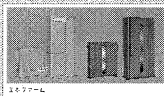


充実の安心機能でもしもの時も安心。
お手入れのしやすさも自慢です。
SIセンサーコンロ

全口に安心センサーを搭載
強火から中火に自動調節

フラット天板でお手入れ簡単
ゴトクを洗ってサッと拭くだけで
キレイ

ガスで給湯はもちろん発電もする
エネファームを導入する



ガスで発電するので、
発電所で作った電気の
使用量を約1割減らし
光熱費も節約できます。

ENE-FARM

※発電機 4kW (4000Wh) ※蓄電池 10kWh (10000Wh) ※設置工事費 約15万円 (税別)



太陽のエネルギーで発電する
太陽光発電を導入する
4kWの「太陽光発電」を設置した場合

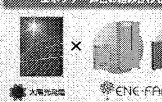
※発電量 4000kWh (4000Wh) ※設置工事費 約15万円 (税別)

省エネタイプの給湯設備と組み合わせるとさらに省エネ効果が得られます。

省エネ給湯器との組み合わせ



エネファームとの組み合わせ



エコフィルとの組み合わせ



最新の照明、エアコン、トイレで
節電&省エネ。



照明を替える

昼間のあかりを空気に欠かさないLED。1つ1つの
消費電力はそれほど大きくなっても、使用回数が多い
ので節電効果は大きいです。

「白熱電球」を「LED電球」に替える

消費電力 100W (白熱電球) → 15W (LED電球) ※100時間使用した場合



エアコンを替える

空調製品の中で威力消費電力量がもっとも大きいのがエア
コン。古い機種を省エネ型の新しい機種の機種に替えるだけ
で、節電効果が期待できます。

2000年型を2010年型に切替える

消費電力 1500W (2000年型) → 1000W (2010年型) ※100時間使用した場合



トイレを替える

家族一人ひとりが節電に使うトイレは、ご家族の人数に
よって使用する水の量が異なります。少ない水でもしっ
かり流すことができる節水型のトイレが普及しています。
さらに最新のトイレは消費電力も小さくなっています。

トイレを「節水型トイレ」に切替える

消費電力 1500W (標準型) → 1000W (節水型) ※100時間使用した場合

お申込書

節電啓発ツールとして、営業ツールとして
今夏のツールとして是非ご活用ください。

添付3

夏版

**節電、省エネ啓発&営業ツール
「エネルギーを上手に使うためのポイント」パンフレット発行!**



本パンフレットは、節電や省エネを切り口にしたエンドユーザー向けの啓発パンフレットとなっております。Si センサーコンロやエコジョーズ・エコウィル・エネファームの営業にも通じる内容となっておりますので是非、今夏のツールとしてお使い下さい。

- 【主な内容】**
- STEP1 上手に節電
 - ・今日からガスコンロでおいしい節電クッキング他
 - STEP2 上手に省エネ
 - ・よく使う機器が省エネタイプになると節約効果も大他
 - ・省エネタイプの給湯器に切り替える他
 - 住まいの設備チェックシート

A4判/6ページ/1部30円(税込)

※ご注文の際には100部単位でお願いいたします。

価格： 1部30円(税込・送料別)

お申込みはメールで assen@u-com.co.jp (5/25~)

御社名	数量(100部× セット)= 部 都市ガス版・LPガス版(いずれかに○)
ご担当者名	所属部署名
ご住所 〒	
お電話番号 () e-mail _____	

【お問い合わせ先】
 (株)アーバン・コミュニケーションズ内 事務局 TEL 03-5405-7065
 担当：佐川(さがわ) ・ 布田(ぬのた)

パンフレット「オール電化は環境にいいの？～原発停止の節電時代とオール電化」の斡旋について

(一社)全国LPガス協会を通じ、東京電力福島第一原発事故を受け、節電の中でオール電化をどうあるべきか検討した報告書「環境面からみたオール電化問題に関する提言2012」をまとめた「オール電化は環境にいいの？～原発停止の節電時代とオール電化」の斡旋がありましたのでご案内します。

今夏の節電啓発・営業ツールとしてご活用ください。

記

1 パンフレットの概要

- (1) 冊子名：「オール電化は環境にいいの？」
- (2) 冊子の概要：別添資料のとおり
- (3) 斡旋価格：1部200円、1冊からでも注文可。100部以上割引有り。送料別。

2 申込方法

申込用紙に記入のうえ、メール添付又はFAXで申し込んでください。

【受付メールアドレス：office@casa.bnet.jp】

3 問い合わせ先

特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)

〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19-470

TEL：06-6910-6301 FAX：06-6910-6302 メール：office@casa.bnet.jp

ホームページ：http://www.bnet.jp/casa

オール電化は環境にいいの？

原発停止の節電時代とオール電化

- ◆福島原発事故は、はかり知れない被害をもたらしています。
- ◆オール電化は原子力発電と結びついて普及してきました。これからは原発停止による節電についても考えなければなりません。
- ◆オール電化は電気をたくさん使うので、必ずしも環境に優しいわけではありません。
- ◆地球温暖化も急速に進んでいます。二酸化炭素(CO₂)の削減には、節電とエネルギー転換が必要です。
- ◆原発に依存しない、温暖化を防ぐ社会をつくるために、何が必要で、何をすべきでしょうか？

報告書

[「環境面からみたオール電化に関する提言 2012 \(2012.3\)」 \(pdf2,387KB\)](#)

[「環境面から見たオール電化問題に関する提言\(2008.6\)」 \(pdf 981KB\)](#)

パンフレット



[全ページ\(見本\)のダウンロード](#)

[各ページ\(見本\)のダウンロード](#)

- ① [電気はガスよりも多くの CO₂を出しています](#)
- ② [オール電化って何？](#)
- ③ [エコキュートと電気温水器は環境性がまったく違います](#)
- ④ [IH クッキングヒーターも環境によくありません](#)
- ⑤ [オール電化についての誤解](#)
- ⑥ [オール電化そのものの抱える問題](#)
- ⑦ [低周波問題と電磁波問題](#)
- ⑧ [原発に依存しない、温暖化を防ぐ社会は…](#)

パンフレットの申込方法

- ・申込用紙に記入のうえ、メール添付または FAX でお送りください。

[申込用紙ダウンロード\(Word\)](#)

E-mail office@casa.bnet.jp FAX 06-6910-6302

※1部 200円、1冊からでも注文できます。

※100部以上より割引有、割引金額は申込用紙をダウンロードしてご確認ください。

※送料別

※お支払のため、パンフレットに請求書と郵便振替用紙とを同封しますが、銀行振込みも可能です。

(請求書に記載)

パンフレット

「オール電化は環境にいいの？」申込書

価格 1部 200円 (送料別途)

会社名 (担当者 氏名)	
送付先	〒
電話	
FAX	
メール	
申込部数	部

必要なものに○をお付けください

<input type="checkbox"/>	見積書
<input type="checkbox"/>	納品書
<input type="checkbox"/>	請求書

請求先宛名 (会社名と異なる場合)

[]

割引価格

部数	単価
1～100部未満	200円
100～500部未満	180円
500～3,000部未満	160円
3,000～10,000部未満	140円
10,000～30,000部未満	120円
30,000～50,000部未満	100円
50,000部以上	80円

【お申込み・お問い合わせ】

特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19-470

TEL : 06-6910-6301 FAX : 06-6910-6302 メール : office@casa.bnet.jp

ホームページ : <http://www.bnet.jp/casa>